

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3QGWI2502530		3RQ01AG0017 0001					
品名 または 件名							
厚生センタータイルカーペット張替							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
大久保駐業				大久保駐業			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
厚生科 渡部2曹 (376)				令和6年3月29日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班窓口

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年2月20日（火）10時00分 第397会計隊契約班

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加するものに必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

(ア) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上（近畿地区）の資格を有する者

(イ) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(ウ) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(エ) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

(オ) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(カ) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(キ) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

(ク) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調整に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(ケ) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(コ) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

(4) 入札の無効

- (ア) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (イ) 入札に関する条項に違反した入札
- (ウ) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(5) 契約書の作成

落札金額が50万円を超えた場合は契約書を作成する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。また適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

(6) 押印の省略について

契約書以外の書類への押印省略は可能とする。契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者(代表者)の氏名及び担当者の氏名と連絡先の3項目を記入すること。記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合があります。従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、担当者の氏名及び連絡先の記入は不要とする。

(7) その他

- (ア) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第397会計隊契約班窓口において配布する。
令和6年2月8日(木)～令和6年2月19日(月)(土曜日曜祝日を除く0830～1630)
- (イ) 落札の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とし、なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (ウ) 郵便による入札については、入札日前日の17時00分必着分までを有効とします。また、必ず便着の確認をすること。なお、入札金額が同額による場合は、該当入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (エ) 電報・電話等による入札は認めません。
- (オ) 入札に参加する者は、入札資料受け取りまでに資格審査結果通知書の写しを提出して下さい。ただし、令和4・5・6年度の競争参加資格については、申請中で、当該通知書を受けていない場合は、申請中であることを証明できる受付票の写しを提出するとともに、更新手続き完了後、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。(メール又はFAX)
- (カ) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (キ) 市場価格調査は、令和6年2月16日(金)11時00分までにご協力をお願いします。(メール又はFAX)
- (ク) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵便入札で実施いたします。
- (コ) 入札及び契約事項に関するお問い合わせ先
〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1の1
陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班 担当：長谷目(内線367)
TEL 0774-44-0001
FAX 0774-44-0001 (FAX機は別棟にあるため送信後連絡すること)
(仕様書等に関する事項)
大久保駐屯地厚生科 担当：渡部(内線376)

本公告は、陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 メールアドレス：ma397fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
陸上自衛隊中部方面会計隊HP <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載している

陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 2
役務名称	大久保（５） 駐屯地内厚生センター２階 タイルカーペット張替	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 6年 2月 6日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	大久保駐屯地業務隊
<p>1 役務場所 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1（陸上自衛隊大久保駐屯地）</p> <p>2 役務期間 契約締結日 ～ 令和6年3月29日（金）</p> <p>3 役務概要</p> <p>(1) 総則 本役務は、240号厚生センターのタイルカーペット張替作業を実施するもの。</p> <p>(2) 対象施設 240号厚生センター2階</p> <p>(3) 作業内容 タイルカーペット張替 900㎡（品名規格：東リ GA-4935A）</p> <p>ア 第1ホール 200㎡</p> <p>イ 第2ホール 169㎡</p> <p>ウ 厚生ルーム 130㎡</p> <p>エ 談話室 96㎡</p> <p>オ 廊下（給湯室含む） 200㎡</p> <p>カ カーペット端の処置（アルミ製押え）（平面図★印）</p> <p>キ 既設タイルカーペットは撤去集積（下地調整含む）、処分は官側にて実施をする。</p> <p>ク 既存備品等については、官側で逐次運搬移動をする。</p> <p>ケ タイルカーペット900㎡のうち、残余は官側にて保管をする。</p> <p>(4) 作業実施日 令和6年3月16日（土）～3月17日（日）とする。</p> <p>(5) 作業時間 1日の作業時間は0830～1700を基準とする。</p> <p>(6) 一般事項</p> <p>ア 期間中、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において賠償すること</p> <p>イ 現場の風紀・衛生及び盗難予防については必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること</p> <p>ウ 仕様書及び図面に記載無き事項で当然必要な事項及び係官が軽微な事項を指示した場合は、請負者にて実施すること</p> <p>エ 電気及び水道を使用する場合は、係官に申し出て、指示に従うこと</p> <p>オ 完了後、速やかに清掃及び片付けを実施し、係官の点検を受けること</p> <p>カ 張替に必要な消耗品等は、請負者の負担とする。</p> <p>4 提出書類 係官が指示する書類</p> <p>5 検査等 本役務の完了検査は、検査官により実施する。また、手直し等が発生した場合は、手直し完了後、再検査を実施する。</p>			

